

腐敗行為の防止に関する国際連合条約

国際的な現象となっている腐敗行為に対処するため、腐敗行為を効果的に防止し、国際協力を推進することを目的としたもの。

2002年 1月 国連にて交渉開始

2003年10月 国連総会にて採択

2003年12月 メキシコのメリダにて署名会議開催(我が国も署名)

2005年12月 条約発効

2010年 6月 締約国等の条約実施に係る相互レビュー・メカニズムの開始

腐敗行為の防止措置



- ・公的部門・民間部門の透明性の確保
- ・資金洗浄の防止

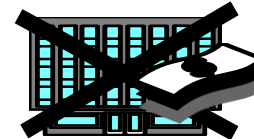
腐敗行為の犯罪化



自国の公務員に係る贈収賄
外国の公務員等に対する贈賄



公務員による横領



犯罪収益の洗浄



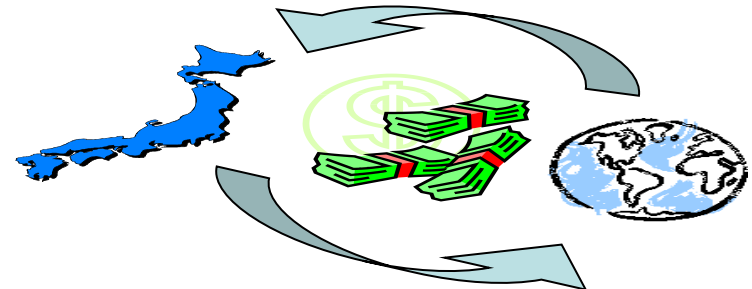
司法妨害
(証人買収等)

国際協力



- ・犯罪人引渡し
- ・捜査・司法共助

財産の回復



- ・犯罪収益の没収のための国際協力
- ・没収した財産の外国への返還